

学 生 手 帳

兵庫県阪神シニアカレッジ

〒665-0845 宝塚市東洋町2番5号

電話 0797-26-8001 (代表)

0797-26-8094 (地域活動支援センター)

FAX 0797-26-8091

ホームページ <https://hsenior.jp/>

目 次

講座開催日	2
館内配置図	3
来校時の留意事項	4
休講措置	5
進級、卒業、修了、留年、休学	7
施設・備品の利用	8
傷害保険	11
沿革	12
地域活動支援センター	13
クラブ一覧	13
阪神シニアカレッジ同窓会	14
兵庫県阪神シニアカレッジ学則	15
阪神シニアカレッジ管理規則	21
阪神シニアカレッジクラブ活動規則	25
阪神シニアカレッジソング	27

令和5年4月入学生 講座開催日

	学 科	月		火		水		木		金	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
4 年 制 講 座	共通講座						1	3	2	4	
	園 芸	1	2	3					4		
	健 康			1	4	3	2				
	国際理解			1	4					3	2
	阪神ひと・まち 創造講座				1				2		

(午前は10:00~11:30 午後は13:30~15:00)

注

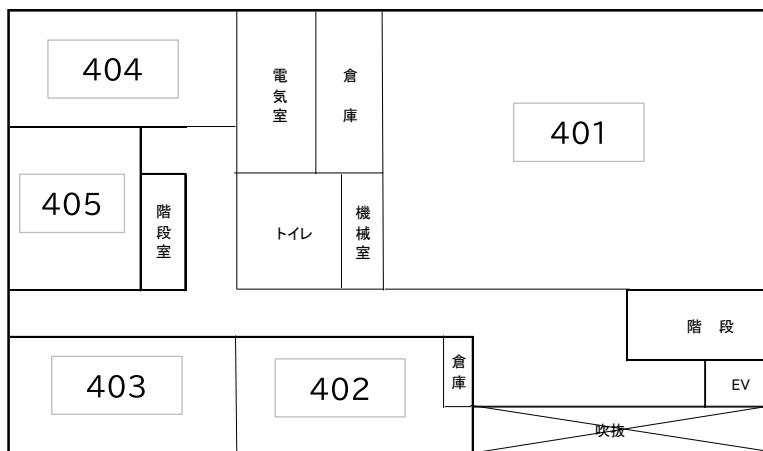
- ・令和5年4月入学生の開講日時の基本形は、入学学年から卒業学年まで表の「1」の日時となりますが、講座によっては講師の都合又は台風等による休講措置により、年度当初から又は年度途中において、別の曜日、時間に変更となることもありますので、あらかじめ承知しておいてください。
 - ・カレッジ内での講義以外に校外でのフィールドワークの実施は、実施場所の都合により、やむを得ず、別の曜日、時間に設定されることもあります。
- ※表の「2～4」の枠は、令和5年度における2～4年生の講座開催日時です。

館内配置図

【3階】



【4階】



来校時の留意事項

1 講義

- ・講義に出席したときは「出席簿」に○印を記入ください。
- ・講義開始5分前には着席してください。
- ・講義中の私語は慎んでください。
- ・講義中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- ・講義に欠席する場合はカレッジへの連絡は不要です。
- ・講義に欠席した場合はその講義資料は4階エレベーターホールにある講義資料キャビネットからお取りください。

2 カレッジ内での心得

- ・カレッジ内では名札を着用してください。
- ・駐車場はカレッジ専用のもはありません。市役所の有料駐車場を利用してください。近隣の商業施設の駐車場は絶対に利用しないでください。
- ・自転車の駐輪場は建物の北側にあります。宝塚健康福祉事務所と兼用となっているので、自転車は整然と並べてください。

3 ホームページの確認

次のような情報をカレッジのホームページに掲載していますので、随時確認してください。

- ・講座の休講、日時の変更
- ・台風の接近など気象警報の発令された場合や公共交通機関の計画運休の場合の休講措置

4 学生の役割

- ・各学科の学年の中に班を設け、「班長」及び「副班長」を選任します。
- ・各学年の班長の中から「学年代表」及び「副代表」を選任します。
- ・各班で「モニター委員」1名を選任します。

5 聴講生

- ・学生は、聴講生を募集している講義を1講義当たり1,300円（通常1,500円）で聴講することができます。

休講措置

1 気象警報の発令等に伴う休講措置

(1) 午前の講義が休講になる場合

- ・午前8時現在、阪神地域（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）のいずれかの市町及びこれらを含む地域に以下の警報が発令されている場合
特別警報 大雨、暴風、暴風雪、大雪
警報 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪

(2) 午後の講義が休講になる場合

- ・午前10時現在、阪神地域（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）のいずれかの市町及びこれらを含む地域に以下の警報が発令されている場合
特別警報 大雨、暴風、暴風雪、大雪
警報 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪

2 公共交通機関の計画運休の場合の休講措置

次の場合においては、休講とすることがあります。休講とした場合はHPに掲載します。

下記の①と②のいずれかについて、前日の16時において、計画運休することが発表されている場合

- ① カレッジの最寄り駅である阪急逆瀬川を通る阪急今津線が運休
- ② 阪急今津線に接続し、一定数の学生が利用すると考えられる阪急神戸線、宝塚線が運休

3 注意事項

- (1) 警報発出の恐れのある場合は、テレビ、ラジオ、ネット等の気象情報に注意してください。講義が実施されても、気象条件により、講義時間短縮や講義終了後の待機等をお願いする場合があります。休講になった場合は、代替日に別途講義を行います。（当初予定した講師が変更になる場合もあります。）

- (2) 気象警報以外にも、地震等の自然災害などの危機管理により授業実施が困難になった場合は、各学科の連絡網及びカレッジのホームページを通じて学生に周知するとともに、代替日に別途講義を行います。(当初予定した講師が変更になる場合もあります。)

進級、卒業、修了、留年、休学

進級	次の要件に該当する場合は、進級を認める。 ① 当該年度において1年分の受講料を納入し、当該学年に在籍していること ② 開講回数のうち一定回数以上の出席があること
卒業、修了	最終学年において「進級」の要件に該当する場合
留年	同一学年での留年は、4年制講座は2回まで、創造講座は1回まで Ex. 3年生は最長3年間となる。3年間で進級できない場合は退学となる。
休学	前期が開始する(4月1日)までに休学した場合において、受講料等を既に納入しているときは、休学期間に係る受講料を返還する。 後期が開始する(10月1日)までに休学した場合において、受講料等を既に納入しているときは、休学期間に係る受講料を返還する。 ※「休学期間に係る受講料」とは、前期受講料、後期受講料の区分でみる。 ※退学する場合は、休学に準じて取り扱う。
前期、後期	前期：4月1日～9月30日 後期：10月1日～3月31日

施設・備品の利用

○教室、グループ室

1 利用時間

- ・利用開始時間は、開館日の10時からです。
- ・利用の終了時間までに、テーブル、椅子の原状復帰、掃除が完了できるように活動内容を考えてください。
- ・午後の講座後の利用の場合は、クラブ活動を終えて、後片づけをして、16時30分までに建物から出るようしてください。

2 鍵

- ・鍵を借りるとき、返却するときは、「鍵受け渡し簿」に、使用日、部屋名、クラブ名、氏名、時刻を記入し、職員の確認を受けてください。
- ・鍵は個人で保管するのではなく、他の者からよく分かる場所に置いてください。

3 利用開始時

- ・消毒用のバケツセットを持って行ってください。

4 後片付け

- ・テーブルは、元の位置にきちんと合わせてください。
- ・ストッパーを4か所とも止めてください。
- ・椅子は、2つある場合は、テーブルの両端に寄せてください。
- ・窓は、きちんと閉まっているかを端から一度確認してください（ブラインドが下りている場合、閉め忘れる場合があります。）。
- ・ブラインドは、床の位置まで下してください。
- ・ホワイトボードは、クラブ活動専用のものを利用してください。
- ・消毒液で机の上、椅子の背もたれ部分を拭いてください。
- ・大教室については、担当の学科主任に声をかけ、確認を受けてください。

○備品

- ・備品を借りるとき、返却するときは、「備品貸出簿」に使用日時、氏名、時刻等を記入し、職員の確認を受けてください。

○貸出備品一覧

品名	利用料金	備考	保管
情報学習室の情報機器	一式1回500円		
プロジェクター	1台1回500円	2台 EPSON	書庫
パソコン	1台1回300円	1台 HDMI	書庫
マイク・アンプ①	一式1回500円	無線2	書庫
マイク・アンプ②	一式1回500円	無線2、有線1	書庫
マイクスタンド	無料	5台	書庫
CDラジカセ	1台1回300円	2台	書庫
電子ピアノ①	1台1回500円	1台	大教室 倉庫
電子ピアノ②	1台1回500円	1台 Roland FP30	書庫
ホワイトボード	1台1回300円	2台	
組立式ステージ	無料	12台 120×240×20cm	書庫
展示パネル	無料	30枚 180×126cm	書庫等
紙折り機	無料		書庫
ラミネート加工機	1枚50円（シート持ち込みの場合は10円）		

○コピー

- ・事務室で職員にコピーを依頼してください
- ・クラブで使用する場合は、「コピー使用簿」の各クラブのページに、学科
学年、氏名、利用枚数を記入してください

モノクロ (1枚当たり)	片面5円 両面6円 色用紙使用(片面・両面)10円
フルカラー (1枚当たり)	片面20円 両面25円 色用紙使用(片面・両面)30円

傷害保険

入学時及び進級時に「グループ活動中傷害保険」に加入いただいています。

詳しい内容は、入学時に配布した「グループ活動中傷害保険のご案内」を参照してください。

《以下抜粋》

- 保険期間 1年間（カレッジとしての講座や行事・クラブ活動中、移動中を補償）
- 対象 カレッジ管理下の活動中及びその活動に対しての往復途上を対象とする。
- 保険料 1名 1年間に1,150円
- 補償内容 傷害 死亡・後遺障害 400万円
入院日額 4,000円
通院日額 1,500円
賠償（第3者賠償） 10万円限度
自己負担なし
- 傷害保険金の支払い
阪神シニアカレッジの活動する目的で、自宅を出られてから活動が終了して、自宅に帰られるまでの間に発生した、急激かつ偶然な外来の事故により怪我をされた場合、保険金が支払われます。（ただし往復途上については、他の目的による寄り道や立ち寄りをされた場合は対象になりません）
※宿泊を伴わない活動です。宿泊を伴う場合は、国内旅行傷害保険となります。
- 賠償保険金の支払い
1事故10万円を限度として、当事者がカレッジの活動によって第3者に対し、法律上の賠償責任が発生した時に保険金額を限度に支払います。

沿革

平成9年4月	4年制老人大学を宝塚市に設置。運営を(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会に委託
平成9年5月	園芸学科(宝塚)、健康福祉学科(西宮)、国際交流学科(尼崎)を設置。「兵庫県阪神シニアカレッジ」と改称
平成13年3月	西宮学習室を県立西宮香風高等学校内に設置
平成16年6月	地域活動実践講座(2年制)を開設
平成19年4月	国際交流学科を国際理解学科と改称
平成21年3月	地域活動実践講座を廃止
平成21年5月	伊丹学習室を伊丹ショッピングデパートに設置 阪神ひと・まち創造講座開講
平成25年4月	健康福祉学科を健康学科に改称
平成27年2月	地域活動支援センター開設
平成31年3月	宝塚市、尼崎市、西宮市、伊丹市に分散していた学習室を宝塚市に統合し、阪神健康交流センターに移転
平成31年4月	新学舎で授業開始

地域活動支援センター

- ・カレッジの学生や卒業生の皆さんが行う地域活動やボランティア活動、コミュニティビジネスなどをサポート
- ・現在、33のボランティアグループがセンターに登録して活動

【主な支援内容】

- ・マッチング等の活動のきっかけづくり
- ・地域活動の企画、運営に関する相談
- ・研修、講演会の開催
- ・活動成果の情報発信
- ・助成金の交付（1万円を上限に助成）

クラブ一覧

HSC テニスクラブ	HSC 朗読クラブ 棕の実
HSC グラウンド・ゴルフクラブ	HSC 朗読の会
ストレッチ&リズムダンスクラブ	マジッククラブ同友会
健康体操クラブ	健康麻雀クラブ
太極拳クラブ	バルーンアートクラブ
社交ダンスクラブ	外国を知る会
スポーツ健康吹矢クラブ	チャイニーズ・カルチャー・クラブ
HSC ダーツ倶楽部	HSC うたごえの会
HSC パソコンクラブ	オカリナクラブ
HSC 写真クラブ	歴史探訪クラブ
HSC 書道クラブ	HSC 歩こう会
川柳クラブ	山楽会
HSC 俳句倶楽部	HSC スワンクラブ
	芦屋同友会

阪神シニアカレッジ同窓会

1 概要

- ・創設 平成13年3月
- ・構成 園芸、健康、国際理解学科及び阪神ひと・まち創造講座を卒業又修了された方
- ・目的 会員相互の啓発と親睦を図ると共に情報交換を深める
- ・入会金 2,000円（終身会員として登録）
- ・会員数 2022年10月末日現在 1,593名

2 事業

- (1) マイスター教室の開講、運営（年22回開講、内2回は校外学習）
 - ・受講資格 同窓会会員で、受講料納入された会員
 - ・受講料 年間10,000円
 - ・開講日 原則 月2回 火曜日
 - ・校外学習（バスツアー） 自己負担4,000円
- (2) 同窓会ニュースの発行（年2回）

○電話番号 080-1432-9365

兵庫県阪神シニアカレッジ学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、兵庫県阪神シニアカレッジ（以下「カレッジ」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 長寿社会を生きる高齢者が、豊かな経験と活力を生かし、健康で、澁刺としたライフスタイルを実践し、現代社会が抱えるさまざまな課題に積極的に取り組めるよう、それに必要な多角的な学習プログラムを提供することによって、高齢者の自己開発を支援するとともに、長寿社会を支える地域活動の実践者を育成することを目的とする。

第2章 講座、学科、定員及び学習年限

(講座)

第3条 カレッジには、高齢者大学講座（以下「大学講座」という。）及び阪神ひと・まち創造講座（以下「創造講座」という。）を置く。

(学科及び定員)

第4条 大学講座には、専門学科として、園芸学科、健康学科及び国際理解学科を置く。

2 専門学科及び創造講座の学年定員は、次のとおりとする。

園芸学科	50名
健康学科	50名
国際理解学科	50名
創造講座	30名

(学習年限)

第5条 大学講座の学習年限は4年とし、創造講座の学習年限は2年とする。

第3章 学習目標及び内容

(学習内容)

第6条 概要及び主な学習内容は、次のとおりとする。

		概 要	主な学習内容
共通講座		<ul style="list-style-type: none"> ○園芸、健康、国際理解の3学科に共通する分野 ○地域の魅力や課題を探り、解決を図る能動的な地域活動の分野 ○人間関係、コミュニケーション、心理学の分野 	<ul style="list-style-type: none"> ・現代社会、芸術・文化、生命の豊かさなど、人文・社会科学関係 ・歴史や文化、言語、経済、自然、都市の活力、高齢化など阪神地域の魅力や課題 ・傾聴力、発想法、リーダーシップなどの観点から協力・協調する力を養成
専門講座	園芸学科	<ul style="list-style-type: none"> ○専門講師による高度な実演・実習 ○オーガニックで、五感で楽しむ五つの実習園 ○家庭園芸家から農家をめざす方まで、カレッジ職員が個別サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸界の第一線で活躍する専門講師が理論と実演実習を織り交ぜて指導 ・野菜や花、ハーブや果樹などをオーガニックな手法で実習 ・講座で聞けなかった農家の知恵やベランダ園芸のテクニックを個別にサポート
	健康学科	<ul style="list-style-type: none"> ○病気についての正しい知識と理解 ○健康阻害要因についての知識 ○健康長寿を実現する実践的知識 	<ul style="list-style-type: none"> ・内科学、外科学を医学の立場から学習 ・環境、大気、排出ガス、化学物質、アレルギー、土壌、バイオテクノロジー等を考察 ・薬害、代謝、アルコール体質、食、栄養、遺伝子、睡眠、伝統医学等を学習

専 門 講 座	国 際 理 解 学 科	<ul style="list-style-type: none"> ○世界の諸地域の理解 ○グローバル化の現状と課題 ○国際協力・地域国際化 ○校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界諸地域の特性や課題を多面的に捉え、その多様性や価値観などを学習 ・日々の暮らしが、地域社会が、国家が世界と密接に繋がり影響を受けていることを学習 ・JICA 関西への訪問研修など日本における難民問題や外国人労働者問題を学習 ・「ほんもの」に触れる機会を提供し、文化の多様性を学ぶきっかけづくりを実施
------------------	----------------------------	---	---

創造講座

概 要	主な学習内容
<ul style="list-style-type: none"> ○仲間をつくる ○地域を知る ○地域活動の理解を深める ○グループ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション能力のスキルアップとさらなる深化 ・地域の自然や歴史、人物や文化、文芸や産業などの魅力を再発見し、地域貢献のスキルアップ ・NPO法人やボランティアグループからコミュニティビジネス等のノウハウを学習 ・地域貢献を実践するための基本理念や企画を学習

(学年)

第7条 各学年の学習は、毎年4月に始まり、翌年3月をもって終わる。

(授業時間数、講座開催日等)

第8条 授業時間数は、次のとおりとする。

(1) 大学講座は、共通科目及び専門学科において、それぞれ年間30回

(1回1授業時間)の講義又は実習、見学、グループ学習等を行う。

(2) 創造講座は、年間30回(1回1授業時間)の講義又は実習、見学、

グループ学習等を行う。

2 前項の1授業時間は、90分とする。

3 講座開催日については、別に定める。

(学生自治会)

第9条 学生は、学園生活の向上を目指し、その自主活動を推進するために学生自治会を組織することができる。

第4章 入学、退学等

(入学資格)

第10条 入学資格は、神戸・阪神地域(8市1町)に在住する、年齢56歳以上の学習及び地域活動に意欲のある者とする。

2 当カレッジを卒業または修了(見込みを含む)した者は、卒業または修了した学科もしくは講座と異なる学科もしくは講座を志願できることとする。ただし、カレッジ在学は通算で8年を限度(創造講座を除く)とする。

(入学の志願及び入学者の決定)

第11条 入学を志願する者は、所定の入学願書を、学長に提出するものとする。

2 入学を志願する者が定員及び講座運営可能人数を超えた場合は、公開抽選により入学内定者を決定する。

3 内定者が別に定める期限までに入学金・受講料等の必要経費を納入した時、入学の決定とする。

(学生証)

第12条 学生には、学生証を発行する。

2 学生は、登校時には学生証を携行するものとする。

(長期欠席)

第13条 疾病その他やむを得ない事情により長期にわたり欠席するときは、学長に届け出なければならない。

(休学等)

第14条 疾病その他やむを得ない事情により休学しようとする者は、学長に願い出て、承認を受けなければならない。また、休学は同一学年において2回を超えることはできない。

2 復学しようとする者は、学長に復学届を提出しなければならない。

(退学及び除籍)

第15条 自己の都合により退学しようとする者は、学長に退学届を提出しなければならない。

- 2 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、これを除籍することができる。
 - (1) 病気、居所不明、その他の理由のため就学の見込みのない者
 - (2) 学習費等の納付を怠り、督促してもなおその納付がない者
 - 3 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、退学させることができる。
 - (1) 学則もしくは諸規程に違反し、またはその他カレッジの秩序を乱す行為があった者
 - (2) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (3) 犯罪、暴力行為等非行のあった者、または素行不良により他人に迷惑をかけた者
 - 4 学長は、前2項により除籍し、または退学させる場合には、予めカレッジ委員会の意見を聞かなければならない。
 - 5 カレッジ委員会は、学長、副学長、参与、管理課長及び大学講座、創造講座の学科主任をもって構成する。
 - 6 カレッジ委員会の運営に関する必要な事項は別に定める。
(進級及び卒業の認定)
- 第16条 大学講座にあつては、授業日数の2分の1以上、創造講座にあつては、授業日数の3分の2以上出席した者に進級を認める。
- 2 同一学年での留年は、大学講座にあつては2回を超えることは認めず、創造講座にあつては1回限りとする。
 - 3 最終学年にあつては、第1項の規定を満たした者に大学講座にあつては卒業を、創造講座にあつては修了を認定する。

第5章 入学金、学習費等

(入学金、学習費等)

- 第17条 入学を許可された者は、所定の入学金、受講料等の必要経費を納入しなければならない。
- 2 年度途中の退学・休学の場合、すでに納入した受講料は返還しない。ただし、一括納入した者が後期受講料の納入期限（9月）までに退学・休学した場合は、後期納入相当分を返還する。また、分割（前期受講料）納入

者で、後期受講料の納入期限までに退学・休学した場合は、後期受講料は徴収しない。

- 3 また、不正入学等により、年度途中で入学が取り消された場合、すでに払い込んだ受講料は返還しない。ただし、一括納入した場合で、当該年度の授業開始時までに入學が取り消された場合は受講料の全額を、後期受講料の納入期限までに入学が取り消された場合は、後期納入相当分を返還する。ただし、納入された入学金、実習費、損害保険料は返還しない。

第6章 補則

第18条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、平成9年7月11日から施行する。

(以下略)

阪神シニアカレッジ管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人兵庫県生きがい創造協会阪神シニアカレッジ（以下「シニアカレッジ」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 シニアカレッジの位置は、宝塚市東洋町とする。

(開館時間)

第3条 シニアカレッジの開館時間は、9時から17時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、シニアカレッジ学長（以下「学長」という。）は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 シニアカレッジの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(遵守事項)

第5条 シニアカレッジに入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 敷地内において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 学長の使用承認が必要とされている施設を承認なしに使用しないこと。
- (5) 学長の承認なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。

- (6) 学長の承認なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、もしくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
 - (7) シニアカレッジの施設に特別の設備、装飾等をしないこと。
 - (8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
 - (9) 前各号に掲げる事項のほか、シニアカレッジの管理上必要な学長の指示に従うこと。
- (入館の拒否等)

第6条 学長は、次のいずれかに該当すると認める者に対して、入館を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
 - (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者
- (施設の利用)

第7条 以下の者は、管理上支障のない範囲において、学長の承認を受けて、シニアカレッジの施設を利用することができる。

- (1) シニアカレッジの学生
- (2) 卒業生 (中途退学者を除く。)
- (3) 学長が特に認める者

2 施設の利用時間は、10時から16時30分までとする。ただし、学長が特に認めるときは、この限りではない。

3 施設を利用しようとする者は、阪神シニアカレッジ施設利用(利用内容変更)承認申請書兼承認書(様式第1号)(以下「利用申請兼承認書」という)を学長に提出しなければならない。

4 利用承認申請は、別途、学長が定める日以降に行えるものとする。

5 学長は、利用申請兼承認書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき
 - (2) シニアカレッジの施設を損傷するおそれがあるとき
 - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、シニアカレッジの管理上支障があるとき
- (利用の承認等)

- 第8条 学長は、前条の規定に基づき施設の利用の承認を決定したときは、利用申請兼承認書を当該申請を行った者に交付するものとする。
- 2 前項の場合において、学長は、シニアカレッジの管理上必要があるときは、当該承認に条件を付することができる。
- 3 学長は、提出された利用申請兼承認書の内容が、前条第5項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申請を行った者に文書で不承認の通知をするものとする。
- (設備等設置の承認等)
- 第9条 利用の承認を受けた施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。
- (利用の変更)
- 第10条 利用承認書の交付を受けた者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、利用申請兼承認書に、交付を受けた承認書その他学長が必要と認める書類を添えて学長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 学長は、前項の申請内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 利用承認書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人及び団体にあっては所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を学長に通知しなければならない。
- (利用者の責務)
- 第11条 利用承認を受けて施設を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 利用期間中、施設を善良な管理者として管理すること。
 - (2) 火災及び盗難を予防すること。
 - (3) 利用承認を受けていない施設を使用しないこと、又は移動させないこと。
 - (4) 利用後は、室内の清掃を行い、原状に復すること。
 - (5) その他、利用承認書に付された条件及び学長の指示に従うこと。

- 2 施設の利用中の事故については、利用者がその責めを負うものとする。
(利用承認の取り消し)
- 第12条 学長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第8条、第9条及び第10条の承認の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき
 - (2) シニアカレッジの設置の目的又は第8条及び第10条の規定により承認を受けた利用の目的以外の目的にシニアカレッジの施設を利用し、又は利用しようとするとき
 - (3) シニアカレッジの施設を損傷し、又はそのおそれがあるとき
 - (4) 承認書に付された条件、前条に定める遵守事項、その他学長の指示に従わないとき
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、シニアカレッジの管理上支障があるとき
- 2 シニアカレッジは、前項による承認の取り消しによって生じた利用者の損害については、補償の責めを負わない。
(利用承認手続きの簡略化)
- 第13条 学長は、管理上支障がないと認めるときは、別に定めるところに従い、第7条第3項、第8条及び第10条の手続きを簡略化することができる。
(損害賠償)
- 第14条 シニアカレッジの施設を、その責めに帰すべき理由により、滅失し、又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。
(補則)
- 第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(以下略)

阪神シニアカレッジクラブ活動規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阪神シニアカレッジ（以下「カレッジ」という。）におけるクラブ活動について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で定めるクラブとは、カレッジ学生が、自主的に、生きがいをづくり、仲間づくり、健康づくり等を目的とした活動を行うため、カレッジ学長の認定を受けて設立した組織を言う。

(設立)

第3条 クラブを設立しようとする者は、以下の手続きに従い、カレッジ学長の認定を受けなければならない。

- ① カレッジ大学講座の専門学科及び阪神ひと・まち創造講座の在学生5名以上で自主的に同好会を設立し、様式1の同好会設立届をカレッジ学長に提出する。
- ② ①の届け出が受理されてから6か月間以上同好会の活動実績を有する者は、様式2のクラブ活動認定申請書に当該クラブの規約を添えてカレッジ学長に提出する。

(認定の要件)

第4条 前条のクラブ活動認定申請があった場合、カレッジ学長は以下の要件について審査を行い、クラブ設立の認定を行うことができる。

- ① クラブが、カレッジ大学講座の専門学科及び阪神ひと・まち創造講座の在学生並びに卒業生（中途退学者を含まない。以下同じ。）で構成されていること。
- ② 活動目的が、カレッジの設立目的と整合していること。
- ③ 同好会として6か月以上の活動実績があり、今後とも継続的に活動が見込めること。
- ④ 活動が、学科、講座、学年を超えた在学生全般の活動であること。
- ⑤ その他、カレッジの運営に支障がないと認められること。

(カレッジ施設等の使用)

第5条 前条の認定を受けたクラブは、その活動のために、阪神シニアカレッジ学舎の施設（付属設備を含む）及び備品を、別に定めるところに従い使用することができる。

2 カレッジ学長は、カレッジ本来の事業目的のため、又は防災その他の事情により施設等の利用を停止することができる。

（代表者の変更）

第6条 クラブの代表者に変更があったときは、新たに代表者となった者は様式3によりカレッジ学長に報告しなければならない。

（クラブの解散）

第7条 クラブを解散したときは、解散時の代表者は様式4により速やかにカレッジ学長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第8条 カレッジ学長は、クラブ活動の内容が第4条に定める認定要件に合致しないと認めるときは、認定を取り消すことができる。

（クラブ代表者会）

第9条 クラブ活動を円滑に運営するため、阪神シニアカレッジクラブ代表者会（以下「代表者会」という。）を設置する。

2 代表者会は、各クラブの代表者で構成する。

（所管事項）

第10条 代表者会は、カレッジ事務局の求めに応じ、以下の事項について協議、情報交換を行う。

- ① 各クラブ間の連絡調整に関すること。
- ② カレッジ施設、備品の利用に関すること。
- ③ カレッジ行事の企画、運営に関すること。
- ④ その他円滑なクラブ活動に必要な事項。

（事務）

第11条 代表者会の事務はカレッジ事務局が所管する。

（施行）

第12条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（補則）

第13条 この規則施行の際、現に認定を受けて活動しているクラブについては、この規則に基づいて認定を受けたものとみなす。

阪神シニアカレッジソング

作詞 田辺 真人

作曲 砂原由季子

- 1 ^{む こ やまなみ は}六甲の山脈朝日映え 灘の浦波岸洗う
^{てんち}天地清明阪神で ^{うる すこ}花美わしみ健やけく
集いて学び^{わざ}技磨く われらシニアのカレッジ生
- 2 ^{ひるさんさん}猪名の笹原昼燦燦 ^{みどり}神崎の松 緑 なす
^{ふくい}文化馥郁阪神で ^{さと}弥生の郷や城の山
集いて学び智恵求む われらシニアのカレッジ生
- 3 ^{こがね ゆうひ}黄金の夕陽甲山 星影写す武庫川に
^{ほうじょう}街豊穰の阪神で 暮らし刻んだモダニズム
集いて学び夢語る われらシニアのカレッジ生

阪神シニアカレッジソング

作詞 田辺 真人

作曲 砂原由季子

明るく (♩=112)

1.む こ の や ま な み あ
 2.い な の さ さ は ら ひ
 3.こ が ね の ゆ う ひ か

さ ひ は え な だ の う ら な み き
 る ひ さ ん さん な か だ の う ら な み き
 ぶ と や ま ほ しか げ の ま つ み
 し あ ら う て ん ち せ い め い く
 ど が わ す に ぶ ま ち ほ う じ ゃ う の
 は ん し ん で は な う る わ し み す
 は ん し ん で や く よ ら い の き さ と ん や し も
 こ や け く つ ど い て ま な び わ
 だ ニ ズ つ ど い て ま な び ち
 ざ み が く わ れ ら シ ニ ア の カ
 え も と む わ れ ら シ ニ ア の カ
 め か た る わ れ ら シ ニ ア の カ

To Coda 1. 2. **D.S.**

レ ッ ジ せい せい
 レ ッ ジ
 ッ ジ
 せい

発行者：兵庫県阪神シニアカレッジ
発行日：令和5年4月1日